

社会部・衛生部統合により連携を強化した事業例

分野	事業（取組）	事業内容、効果等
高齢者	医療・福祉連携によるリハビリ及び地域ケア充実事業	医療機関と福祉施設におけるリハビリ機能の分担と連携に関する課題を明らかにするとともに、在宅につなげていくためのリハビリ体制のあり方などについて、地域医療再生計画とも連携して、医療分野、福祉分野等の関係者による調査・検討を実施。
	訪問看護師養成就労支援事業	高齢者の在宅医療ニーズに応えるため、再就業を希望する看護師等を短期雇用して訪問看護師として養成し、併せて正規雇用を支援。
	認知症対策事業	認知症対策業務を健康長寿課に集約し、医療・福祉の連携を強化して認知症対策を推進。主な事業は次のとおり。 1 認知症の専門医療機関として認知症疾患医療センターを指定するとともに、指定された病院の所在市町村の地域包括支援センターに認知症関連の連携担当者を配置することにより、介護との連携を強化。 2 認知症サポート医の養成や、かかりつけ医の認知症対応力の向上を図る研修等を実施。 3 認知症高齢者の暮らしを地域で支えるモデル地域を設定し、医療・福祉・介護等の有識者の助言などにより、先駆的な支援体制を構築。
障害者	発達障害者支援事業	1 発達障害者支援に携わる保健部門、福祉部門の関係者の連携により、それぞれの取組状況を把握した上で総合的に施策の検討を行うなど、発達障害者を支援する体制整備を促進。 2 発達障害者支援センターを中心に、相談・療育・就労などの直接支援を行うほか、保育所、学校、施設、市町村職員等に対する研修などを実施。 3 障害者総合支援センターの療育コーディネーターにより、支援体制の進んでいない市町村のサポートコーチを行うなど、市町村の取組を支援。
	精神障害者退院支援事業	精神障害者の地域生活移行を更に推進するため、退院支援事業を精神保健医療を担当する健康長寿課に移管し、医療機関や保健福祉事務所、退院支援コーディネーターとの連携を密にして退院支援を促進。
児童・母子	児童虐待防止強化事業	1 児童虐待防止に係る業務を「こども・家庭課」に集約し、児童虐待の予防と早期発見、被虐待児とその保護者への援助などを総合的に推進。 2 児童相談所に配置する保健師を増員し、保健指導等に専門的に対応するための機能を充実。
	母子保健推進事業	母子保健や乳幼児の心身障害発生予防に係る事業を「こども・家庭課」に移管し、母と子の健康増進、児童福祉、子育て支援などを一体的に推進。
	周産期医療対策事業 (小児長期入院児等支援事業)	周産期母子医療センターのNICU等に長期入院している児童が適切な療養・療育環境に移行できるよう、医療・障害福祉・母子保健の各分野の連携により退院支援を行うことで、高度な周産期医療システムを効果的に運用。
暮らし	健康福祉ポータルサイト「暮らしの安心ガイド」による情報発信	県民の暮らしに役立つ医療・介護・福祉の情報を、事象別または地域別に検索できる内容にして県ホームページに掲載。